# 令和2年度第2回東大阪市景観審議会デザイン部会議事要旨

日時	令和2年11月25日(水) 12:15~13:00
場所	近畿大学総合社会学部 久隆浩教授研究室
出席委員 (1名)	久委員
欠席委員 (3名)	川口委員、藤本委員、船曳委員 ※欠席の各委員においては、事前に案件について個別説明し、その意見書を もって出席とみなす。(東大阪市景観審議会の部会の設置及び運営に関する要 綱第6条)
事務局	竹田みどり景観課長、大月同課主査
議事	<ul> <li>1 開 会</li> <li>2 議 題</li> <li>【審議案件】</li> <li>議案第1号 (仮称)東大阪市荒本住宅C棟について</li> <li>3 閉 会</li> </ul>
配布資料	<ul><li>○議案書</li><li>○各欠席委員の意見書</li><li>○景観審議会デザイン部会の協議フロー(PFI事業)</li></ul>

#### (議事要旨)

# 1 開 会

- ○開会に先立ち、竹田みどり景観課長よりあいさつ。
- ○欠席委員からの意見書をもって出席とみなし、構成委員の半数以上の出席に より会議が成立する旨を報告し、部会の開会を宣言。

# 2 議 題

○審議案件

議案第1号-「(仮称) 東大阪市荒本住宅C棟について」 を議案書に基づき事務局より説明。

# 3 閉 会

○竹田みどり景観課長よりあいさつがあり、部会を閉会。

#### 議案第1号-「(仮称)東大阪市荒本住宅C棟について」

- 〇各欠席委員に事務局より事前に案件説明を行い、下記のとおり意見があった。
- A B棟の建て替えに続き、本C棟が建て替わることで、エリアの地域景観イメージを徐々に形成するであろうことから、将来を見据えた色彩や外観等とし、周辺との調和を図ること。
- ・駅からも近く、公共施設が集約している利便性の高い地域であることから、エリアの価値を高めるよう、高質なデザインを目指すことが望ましい。
- 外壁が長大なものにならないよう、ボリューム感を抑えるための分節化を図ること。
- ・南側道路沿いに歩行者空間を確保し、舗装をインターロッキングとするなど景観の連続性に配慮しながら、防犯、路上駐車対策などを考慮した外構とすること。 また、建築物へのメインアプローチを南側、北側のいずれに設置するかによって 景観の正面性が決定づくため、周辺との調和や将来性から慎重に判断すること。
- 近隣に大規模な公園があることから、必ずしも現在ある小公園の設置は必要と感じられない。低中高木の組み合わせにより四季を感じられる植栽構成、居住者を中心に園芸や緑化活動ができるコミュニティガーデンとなるような緑地スペースとしても良いのではないか。
- ・建築物の地階(1階)の外庭付きプランは非常に面白い試みであるため、継承することを検討しても良いかもしれない。その場合は、外庭と街路空間との関係を慎重に検討すること。
- A棟のようなグラフィックデザインは、高層部には使用しない方が良い。
- 外壁についてはA棟、B棟共、同様の色彩としているが、もう少し低彩度が望ま しい。
- ・バルコニーの室外機は据え置き型にする、もしくは、吊り下げる場合は横に向けて正面に遮蔽物を取り付ける等、目立たないような工夫を図られたい。 また、物干しもバルコニーの手摺部に取り付ける等、目立たないような工夫を図られたい。
- 道路に面する外構は、可能な限り壁やフェンスにせず、緑を配置して開放的にした方が良い。
- ・A・B棟のような周辺の既存建物との調和を図りながら、今後のD・E棟の計画 に繋がるような色彩及び外観を意識されたい。
- 1 階のバルコニー部において、外部から容易に侵入されないよう、防犯対策を講じること。
- 高木を配置する際に、バルコニーに落葉が入りにくい距離とする等、維持管理、 居住者の利便性を考慮した植栽計画とすること。

・オープンスペースについては、入居される主な年齢層を想定し、住民自ら花壇の 世話ができるような空間づくりを意識されたい。

〇事務局より案件内容の説明及び上記意見内容の報告後、部会長より下記のとおり 意見があった。

- 周辺の公共施設や緑地とのつながりを意識した連続性のあるオープンスペースと なるよう、地区全体のマスタープランを改めて作った方が望ましい。
- ・バルコニーや妻部のデザインを工夫して分節を図り、長大・単調な壁面にならないようにすること。
- ・駐車場のデザインが単調にならないように、アスファルトだけでなく、リュウノ ヒゲなどのグラウンドカバーを配置するような工夫が欲しい。
- ・消防活動空地についても、コンクリートにして目地にリュウノヒゲを植えるな ど、単調にならないような工夫をして欲しい。

上記意見を踏まえ、部会長にて意見内容について取りまとめ、景観審議会会長に 答申依頼をすることとし、閉会。